

- 1 会議名
令和7年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和8年3月27日（金）午前9時50分～午後11時45分
- 3 開催場所
川崎市役所本庁舎16階 第1603会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
原田晃樹 会長
阿部浩二 委員
鈴木隆志 委員
西島朝子 委員
本田美春 委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部昭治
市民活動推進課長 片倉哲史
同課 NPO 法人担当課長補佐 川村昌子
同課職員 高梨菜名
- 5 議題
 - 議題1 指定特定非営利活動法人に係る審査について
 - 議題2 令和4年8月24日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）」に対する取組状況について
- 6 公開・非公開の別
議題1：非公開、議題2：公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり

<開会>

(阿部部長)

皆様おはようございます。定刻前ですけれども、御出席の方全員お集まりいただきましたので、ただいまから令和7年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催させていただきます。本日は年度末もお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回1回目ということで、事務局改めて紹介させていただきますので、よろしくお願いたします。私は、コミュニティ推進部長の阿部と申します。よろしくお願いたします。

(片倉課長)

市民活動推進課長の片倉と申します。よろしくお願いたします。

(高梨職員)

市民活動推進課の高梨と申します。よろしくお願いたします。

(川村課長補佐)

川村と申します。よろしくお願いたします。

(阿部部長)

こちらの事務局で務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

<会議の成立>

(阿部部長)

本日は委員6名中5名出席いただいております。邊見委員につきましては、欠席される旨あらかじめご連絡いただいているところでございます。過半数では4名以上となっておりますので、開催要件を満たしておりますので、本審議会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

本田委員につきましては、進行によっては途中退席になるかもしれませんが、皆様御承知のほどよろしくお願いたします。

<諮問>

(阿部部長)

それでは、諮問、指定特定非営利活動法人に係る審査についてということで、移らせていただきます。諮問原文はこちらの方でございます。本日付で市長から会長宛てに、指定特定非営利法人活動に係る審査について諮問されてござい

す。内容といたしましては、基準条例第8条第1項の申出をした特定非営利法人に係る基準への適合等となっておりまして、今回申出のございました1法人につきまして審査をしていただきまして、更新相当又は更新不相当の答申を行っていただきたいと思います。

会議の公開についてですが、本日の議事のうち議題1、法人審査につきましては、指定法人の内部情報に触れる内容でございまして、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの」でございまして、運営要項第4条に基づきまして、非公開の扱いとさせていただきます。また、議題2につきましては、原則どおり公開とさせていただきます。

<資料確認>

(阿部部長)

それでは、本日の資料を確認させていただきます。事務局の方から説明よろしくお願いたします。

<川村課長補佐から配布資料の確認>

(阿部部長)

はい、ありがとうございます。なかなか、資料の量があつて確認が十分にできなかったかもしれませんが、今の段階で何か足りないことがあればおっしゃっていただければと思います。あと説明の段階でもし足りないようなことがあれば、その都度お声掛けいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ここからの進行につきましては、原田会長にお願いしたいと存じます。原田会長、よろしくお願いたします。

<議事>

○議題1 指定特定非営利活動法人に係る審査について

<<非公開>>

○議題2 令和4年8月24日付け「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について(答申)」に対する取組状況について

(原田会長)

それでは次に、次の議題2について、条例指定制度の今後の運用についてということで、これについて説明をお願いしますか。

(川村課長補佐)

<資料に基づき、「答申に対する取組状況」を説明>

(原田会長)

ありがとうございます。これについて、本日は御意見をいただくということですのでよろしいですね。ざっと拝見する限りは、周知活動と相談の取組は一定やってきた実績があるということですね。ただ、条例指定法人の数自体は増えていないという現状があります。これについてお気づきの点、あるいは何か御不明な点があれば、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(阿部委員)

一番私ども、市民活動センターが関わりを持っている部分が多く記載されていて、あくまで意見ということですので率直に申し上げたいと思うのですが、ここに記載されているのはあくまでやったこと。このやったことについて異議はないのですが、私たち、実は何を求めているのかという達成水準が今一つ不明確なまま、実態としてはこなしているというところが多々あるので、常にどこまで目指せばいいのか、それに対してもコストは必要になってくるし、私たちの専門性もどこまで必要とされているのか、どこまで私たちも磨けばいいのか、その関係性が今一つ不明確だと常に感じています。

例えばファンドレイジングの話がありますが、やはり今、物価が上がっていく中で、どこの団体も運営のコストをどう回していくかというのはすごく難しい状況になって、企業の協力も得られる場面はありそうだとか、寄附も、遺贈や休眠預金の活用や、いろいろな寄附のバリエーションが増えてきていますが、個々の団体がそこに直接アプローチするのはなかなか難しいというのが実態だと思います。そこを私たちはサポートしたいのですが、実は私たちもファンドレイジングに対しての専門家を抱えているわけではない。非常勤嘱託職員が中心になってやっていて、本当は私たちの中でもそこはパワーをつけなければいけない、専門性を高めなければいけないところがあるのですが、我々もまた先立つものがなくてというジレンマを感じている。ここに記載され、やったことについてはその通りなのですが、そもそもどこまでを目指すのか、それに対してどういうリソースを投入しなければいけないのか、そのコストを誰がどう負担していくのか、それが回り回って、どのように社会に貢献していくのか、価値をもたらすの

かというところの一連性を少し一緒に考えなきゃいけない時期なのかなという。特に物価が上がり始めた、人件費が上がり始めたというのは、ここ数十年経験していないフェーズだと思うのです。市民活動も、やはりそういう状況に対して必ずしも有利に働く場面ばかりではないと思っていますので、そういうことに対する、もしかしたら抜本的な検討が必要な時期なのかなという、そんな感想を今、持っているところです。

(原田会長)

西島委員と阿部委員に伺いたいのですが、どのようなタイプの **NPO** であればこの条例指定にふさわしい、あるいは戦略的にターゲットにしたいと考えますか。

(阿部委員)

その組織の外形については、私たちは意識して接していないというのが正直なところで、**NPO** 法人であっても任意団体であっても一般社団法人であってもいろいろな方がいらっしゃるの、その時々ニーズにどう応えられるかというところで接している中では、その区別はあまりないのですが、市として **NPO** 法人制度を使って、「では何をしていきたいのですか」という、攻めの政策があるのかというと、ないのですよ。**NPO** 法人という制度ができて、認証の所管がここにあるので必要な仕事をしています、ということでしかなくて、**NPO** 法人をして何をせしめたいのかという政策が実は自治体として持っているわけではないところがやはり一番の課題という感じがします。おそらく国においても多分そうなのではないかという気がします。

(西島委員)

今回条例指定の更新にあった法人さんも、いわゆる受託事業という形でやる部分については、例えば物価上昇分、人件費高騰分も加味した形にするのですが、ほかの部分については構造的に赤字になってしまって、そこを改善しなければいけないというのがやはり一番なのかもしれないですけども、その穴埋めの何かリソースをとると、やはりそういう寄附、人の善意に当てはめていくしかないという構造になってしまっている。これは **NPO** 法人に限らず、任意団体でもそうなのですが、その部分をみんな分かっているのしょうけれども、阿部委員がおっしゃられていたとおりじゃあどうするのかという強制力なり、なにかルートがあるわけでも、そのお金の流れみたいなものがない部分なので、団体の自主努力に頼らざるを得ないというところをいろいろサポートしているのかなと思います。

(原田会長)

この条例の指定を受ける動機としては、一つには、認定 NPO 法人を取得するためのステップとして活用すること、もう一つは、川崎市を拠点として活動していることを川崎市民にアピールすることだと思います。川崎市の市民税の控除を武器に市民に寄附を促すことができます。もっとも、いったん認定をとってしまえば、条例指定を受け続けるコストに見合うメリットを感じないという団体が増えているのかもしれませんが。そうすると、メリットを感じないところから周知をしてもあまり意味がないということになります。本来であれば、先ほど審査した法人のように、収益性に乏しいものの、人々の善意で支えられる活動を展開しているところこそ、条例指定の意義があるのかもしれませんが。しかし、そうした団体ほどマネジメントの力が不足しており、条例指定に対するハードルは高くなります。そうしたギャップをどう克服するかという視点が重要だと思いました。

ところで、認定を受けている団体が新たに条例指定を受けようとする場合、追加の負担は市の寄附者の名簿の提出くらいでしょうか。

(川村課長補佐)

直接認定を受けると、川崎市にある法人に川崎市民が寄附をする場合は、市税と県税と国税の控除が受けられます。なので、条例指定を取る必要がない。構造的にそのようになっています。条例指定を取られている人は、直接認定を取ることができない方、現在7つの法人が条例指定を取られているのですが、6つは、条例指定という踏み台がないと認定に届かないところ。残る一つは川崎市の法人ではなく、横浜市の法人で、川崎でも活動はされているのだけれども川崎市内には事務所がない。それで、認定の法人は事務所があると自動的に市税の寄附控除が受けられるのですけれども、事務所がないとゼロになってしまう。川崎市内で活動もしていて、川崎市民からの寄附もあるから、その法人は条例指定を取られて、川崎市民で寄附をしてくれた方に対しても、市税の8%分の控除が得られることを狙って取られています。だから、認定法人が条例指定を追加で取るというのは市内法人に関しては考えられないものです。

(原田会長)

横浜市に住んでいて、川崎に縁がある人が寄附した場合、寄附の対象にはなるけど、控除されないですね。横浜市民の方が川崎市の認定法人に寄附した場合は団体にとっては P S T 基準の数の対象にはなるのですね。

(川村課長補佐)

認定の場合は対象になります。

(原田会長)

業務の多寡とニーズの見合いで考えると、構造上なかなか増えにくい
ですよね。この委員会なり、この課としての使命としては、この条例指定の数を
もっと増やすということをミッションにしているということなの
ですよね。本委員会やこの答申の目的や将来に向けてどのように制度を運用する
ことが望ましいのかということについての認識の共有が必要だと思
います。

単に数を増やすことが目的なのか、あるいは NPO 全体に共通するニーズを見極
め、それに対応していくことなのか。いずれにしても、これまでさまざまな形で
周知活動はしてきていますが、数が増えていない以上、今後は別の戦略も必要に
なってくるように思います。これについての事務局の考えはいかがでしょうか。

(川村課長補佐)

条例指定だけの数を増やしたいというミッションはなかったと認識していま
す。条例指定というより認定の数を増やすために条例指定という踏み台がない
と認定にたどり着けない人たちのために条例指定を増やさなければいけないと
いうことはあると思います。もちろん先ほど申し上げたように横浜市に法人の
事務所があるのだけれども川崎市には事務所がない法人に対しても川崎市で活
動してくださっているのならば、というアプローチはあると思うのですけれど
も。だから条例指定を増やさなければならぬというミッションがあるという
感じは私にはあまりなくて、認定を増やすということ。

(原田会長)

NPO の裾野を広げていくということでしょうか。

(川村課長補佐)

そうです。それがミッションなのではないかと。その手前としての条例指定。
認定を直接ではとれない法人に対して、条例指定という道もあるということで、
それによって条例指定が増えるという玉突きみたいな感じのものなのではない
かと私は思っていました。総合計画でも認定・条例指定という単位でいくつを目
指すという目標であったのでそのように認識していました。

(原田会長)

横浜市の条例指定も川崎市のそれと同程度の数ですか。1桁くらいでしょ
うか。

(川村課長補佐)

横浜市の数は、調べてあるので、お待ちください。ただ、横浜市が所轄庁の認証法人と神奈川県在所轄庁の認証法人で比べると、神奈川の法人よりもむしろ横浜市の方が多いくらいになっています。

(原田会長)

今日は、いろいろな疑問や論点をお出しすればいいということでしょうか。今年答申をまた出すということなので、お気づきの点とか、この辺を見直すといいとかあれば、ぜひご意見をいただければと思います。

(阿部委員)

この記載されている取組というのは、私たちがその取組の現場に向き合っている感覚からすると、必ずしも NPO だけが対象ではない取組が多くて、むしろ NPO の方が実態としては少数ですね。ですから、そういう意味では私どもでは特に区別なくやっているのですが、市の政策としての考え方の整理としては、NPO を目指す手前の裾野をどういうふうに見ていらっしやって、それが多分連続性がある NPO になっていくというようなことだと思っております。そこで、政策的にもその先を目指してもらおう方がいいのだというメリットの明確化、「だからこういう取組をするのだ」というのを、数字は結果でしかないのでさておき、その辺の整理がもう一度広く伝わるような形で示されると良いのではないかなと思います。

(原田会長)

今のお話であれば先ほどの話とも整合すると思うのですが、NPO 法人にこだわらず、非営利全体の裾野を広げるということであれば、ミッションは達成しているといえるのかもしれませんが。確かに、条例指定の数は増えず、NPO 法人数も頭打ちではありますが、他方で、一般社団の設立数は右肩上がりだからです。非営利型の抽出は難しいですが、労働者協同組合も創設されており、非営利全体の数は増えていると思います。非営利の法人が豊富化されることは、条例指定の制度が創設された当初は想定されていなかったことなので、答申では NPO 法人のみにこだわる必要はないという考え方もあり得ます。

(阿部委員)

もう一言言わせていただくと、NPO 法人の数が増えないというのはそもそも多くの人にとってはあまりメリットがない、インセンティブが働かない制度だというぐらいの割り切りがあっても、私はいいのではないかと思います。メリッ

トを見出した方は NPO 法人を目指すという、それぐらいの割り切りなのかなという気がするのですけども。

(原田会長)

確かに NPO 法人は最近のニーズに合っていない面があるのかもしれませんが、一般社団は財務の公開は任意であり、営利性の高い団体も多く含まれています。しかも非営利型かそうでないかは外形上わかりません。そうした点はいかがでしょうか。

(阿部委員)

行政側からの立場からすると、その透明性であるとか、抜け道みたいなことを防ぐために使いたいという制度なのかもしれないのですが、私たちのこの審議会は多分、利用者側に立つのだらうなと思っていますので、そこを考えるのは別の文脈であるという気がします。

(原田会長)

ほか、いかがでしょうか。

(川村課長補佐)

すみません、横浜市の条例指定は、9 件でした。

(原田会長)

やはり、少ないですね。

(川村課長補佐)

認定は 76 件、川崎市は 16 件です。

(原田会長)

条例指定の数が一桁というのは少ないですね。もっとも、認定の数も全国で 4 千台だと思うので、そもそも制度のハードルが高いことが問題だと思います。欧米なら一定の条件さえ満たせば、事業性や寄付の多寡に関わらず税制上の優遇措置を受けられます。

(西島委員)

私も今法人設立の相談を受けると、皆さん NPO 法人を立ち上げて、もう、「すぐに認定取るぞ！」みたいな勢いでお話をされるのです。いざ、認証取りました

とって、彼らは法人を立ち上げれば、寄附が自然と入ってくるという感覚でいるのです。けれども、やはり一定の努力は必要だし、思うようには寄附は集まらない。では、条例指定や認定を取れば寄附が集まるのかということとそんなことはない。現実と向き合うと、なかにはそのまま本当にすぐに特例認定になる法人さんもいらっしゃいますけれども、そこで一旦立ち止まって、「あれ、全然寄附集まらないね」、「PST基準の毎年3,000円以上が100人というのも難しい」という現実と直面するということだと思ふのです。そういうところからすると、ファンドレイジングとかファン集めとかというのは、やはりニーズとして、それは立ち上げ前からやはり、こういう状況なのだということをお知らせして、自分たちの努力が必要なのだよということを知る機会を提供するということはずごく意義があると思ふので、神奈川県でも横浜市でも同じですよ。ファンドレイジングというのは寄附、要は支援者集めというところになってきていますが、やはり現実と直面されると、次の一歩が踏み出せなくなってしまう団体の方がいっぱいいらっしゃるなど、現場から見ていると思ひます。

(阿部部長)

今、コミュニティ施策ということでいろいろと取組を進めております。その中で、NPO法人をはじめとした市民活動団体へのアプローチですとか、町内会・自治会ですとか、そういったものの取組を進めております。先ほど、阿部委員からもお話がありましたが、コミュニティ戦略の中で指標を作って、それをマイルストーンのようにして進めるというのは、現実的にはなかなか厳しいという状況になっております。コミュニティ施策の基本的な考え方というものを作って取組を進めてはいるものの、なかなか当初考えていたような状況には進んでないということもござひます。その中で、我々としても、町内会の加入率も本市でいうと55%切るような状況になってしまひて、地域の見守りですとか、支え合いというのも町内会・自治会だけでは行き詰まっているのは、行政としてもやはり危機感を持っておりまひて、お互い補完し合える関係で市民活動団体の皆様や、NPO法人をはじめとした皆様にも御協力いただきながら施策を進めているところです。今検証をしていますけど今後どうしていこうかということも含めて頭を悩ませながら進んでいる状況です。

あと、市民活動への補助に関しても、やはりスタートアップとか、最初には一定の補助を市側としてもいろいろチャンネルを設け、市民活動センターさんにも御協力いただいてやっているとこもあるのですが、3年目、4年目以降については、「もう自立してください」という流れになっている。しかし、実際法人運営されている方ですとか任意団体も含めてなのですが、それぐらいの実施期間ですと寄附してくれる方や賛同いただける方が必ずしも広がっていない

いので、補助がなくなってしまうと活動できなくなってしまうという現状もあるのではないかとこの話をいろいろと伺っているところでございます。

私たちも、悩みながら進めているというところですが、NPO 法人についてはやはり社会的認知も高いですし、条例指定や認定法人にあっては、それだけ支援の輪が広がっているという前提もあるので、そういった団体が市としては増えていけば増えていくほどありがたいですし、それぞれの地域でいろいろ賛同を得ながら活動を広めていただいているので、市としては広めたいというところがあります。今、意見があったように、肝心の運営する皆様の高齢化が実際進んでいて、手間の割にはメリットが少ないという声も事務局レベルでは聞いていまして、その辺のハードルがネックになって思うように増えていないということもでございます。ただその辺も含めまして、本市としては増やしていったら、できれば NPO の賛同者が増えていって、皆協力し合えるような体制ができれば、ありがたいということは思っておりますが、具体的に何か積極的に補助金を拡大するとか、現時点ではこうですというところが言えないような状況になっています。

補足的な話でしたが説明させていただきました。

(原田会長)

ちなみにコミュニティの支援と市民活動、NPO の支援は、部としては一緒ですか。

(阿部部長)

一緒です。私どもの部でやっています、ほかの課もでございますけれども、部全体としてやっております。

(原田会長)

もう少し小さい単位で、協議会みたいなものを作っているところがありますね。あれもそちらで支援されているのですか。

(阿部部長)

区単位でソーシャルデザインセンターという組織が、ようやく令和6年度から全区に立ち上がりまして、展開しています。

(原田会長)

全区で立ち上がって、区単位なのですね。結構大きい単位なのですね。

(阿部部長)

市民活動センターとしては全市をカバーしていただいて、あと区単位でソーシャルデザインセンターというのを作っています。ただ、ソーシャルデザインセンターも、最終的にはそういった相談や、中間支援的なところを、行政としてはできればいいと思っているのですけれども、とりあえずできるところから始めてくださいというような形で、ボランティア的にいろいろ活動していただいているところが多い状況でございまして、区ごとにやっている内容がまちまちになっています。

(原田会長)

住民自治組織や地域運営組織のようなものと理解していたのですが、中間支援組織を目指しているのでしょうか。

(阿部部長)

市民活動を支援するようなところも併せてやればということにはなっていますが、そこまで行き着いてないところの方がむしろ多く、市民活動センターさんもいろいろソーシャルデザインセンターの支援も今後積極的にやっていきたいと思いますと言ってくださっているのです、その辺も含めて展開できればと思っています。

(原田会長)

ほかに何かお気づきのことがあれば、いかがですか。

(本田委員)

現場で関わっているわけではないので分からないのですが、NPOにするメリットとは具体的にどういうことなのでしょう。

(原田会長)

法人格を取得するメリットということでしょうか。

(本田委員)

非営利でということですね。議題1の法人の方のように、移送サービスをする、社会に対して貢献しているという実感を得られることそのものをメリットと思うからこそ赤字でも続けますという人たちと、それだけではなく、できるだけ赤字がなくて、できればもうちょっとプラスを欲しいというところまでをイメージして考えるというのが一般的なのか、どちらの方が、やりたい方たちは気持ち

的に強いのだろうかということを感じます。利用者としては、今社会が漏らしている部分を団体がカバーするから漏らされないで済んでいる人たちもいると思うのです。だから必要だし、その例えばデジタルに弱いけれども、そのデジタルに弱い人たちも漏らさないようにしようという、そういう試みがある団体だから、そこをメリットと思ってやる人も、利用する人もいるから続くということもあると思うけれども、むしろお金のことだけを考えていらっしゃる方もいるのかなとお話を聞きながら想像していたのです。

(原田会長)

先ほど阿部委員からお話があったことと重なるとは思いますが、法人格に関わらないで、多分そのようなことはあると思うし、NPO 法人と括った中でもボランティア型、相互扶助型もあれば、事業型もありますので、一括りにはできないと思います。どのタイプが条例指定の寄附の仕組みに適合的かどうかは一概にはいえず、ケースバイケースだと思います。

(阿部委員)

上手に活用している法人、したたかにとっては語弊があるかもしれませんが、確かにいらっしゃると思います。ただのやりがいでだけだったら、別に法人格を取る必要も、NPO 法人である必要もなく、もっとお手軽な法人格をやっていきます。

(原田会長)

議題1の法人は、福祉有償運送や行政からの受託事業を受ける場合に法人格が必要だったと考えられます。事業の額が大きいので個人だと無限責任になってしまうので、そのようなリスクの問題もあるのかと思うのですが、必ずしもNPO 法人である必要はなかったかと思えます。ただし、この法人が設立された2006年当時には、市民が比較的簡単に設立できる法人はNPO 法人しかなかったため、積極的というよりは選択の余地がなかったと考えられます。今なら一般社団という選択はあり得たと思います。もっとも、最近私が所属する学部の学生の中にNPO 法人を立ち上げた学生がいますが、彼等はあえてNPO 法人を選択しています。その理由は、思いを共有する仲間とともに立ち上げ、自分たちがやることを皆に理解してもらいたい、透明性を確保したいという考えからでした。法人格を取得するかどうか、どの法人格を選ぶかどうかというのは、当事者の目的やニーズによって変わってきます。本人達の考えに照らしたサポートが必要だと思います。

(西島委員)

NPO 法人は NPO 法の成立のときから、いわゆる透明性の確保、市民の目で市民の活動を見守るという形で立ち上げられたものなので、認証法人でも事業報告書の提出義務があるので、やはり経営型の一般社団法人よりもよほど情報公開が進んでいると思います。ただ、市民の活動に対して行政は不介入ということで、事業報告、事業計画はそのまま受け取るという状況。一方で市民から見ると「NPO 法人なのにこの法人こんなことやっているけれど大丈夫なの」という思いがあり、ある程度行政の方にも「何やっているの。もっと注意してよ」というアプローチがあるけれども、「いやいやできませんよ」というのが実態になると思います。

そこで、やはり認定 NPO 法人、条例指定 NPO 法人になると、こういう形で 5 年に一度とか、一応少し介入というか監視なりが入るわけですね。だから、この条例指定なり認定なりを取ると、お墨付きを与えるわけではないのだけれども、やはり一定のレベルが確保されている法人なのだというのは、多分市民側からするとあまり、その意識はないのかもしれないという気がします。寄附するとその分控除されるということだけで。「税金を控除するぐらいなのだから、きちんとした運営でなければだめです」ということで審査をしているのだということがあまり寄附する側には伝わってないのです。伝えるべきか伝えなくていいかというのはあると思いますが、財務や役員構成について行政のチェックが入っている法人であるということ、やっている活動の良い悪いということではなく、運営はきちんとしているのですということはお伝えしてもいいのではと思います。

(原田会長)

昔の話ですけれども、この制度ができるときに少しだけ自治体に関わったときの経験でいうと、NPO 法人はアドボカシーやさまざまな市民を巻き込むといったことを重視した制度といえます。誤解を恐れずにいえば、市民運動をする人たちの受け皿として機能させようという面があるということです。だからこそ、登記などの立ち上げに必要な費用は証明書の発行手数料以外かかりません。また、通常の内閣提出法案と違い、具体の基準を施行令に委ねることもしていません。すべて本則でわかるようになっており、政府の都合で条件が変わることが極力ないように配慮されています。もっとも、それだけに、阿部委員のおっしゃるように、法施行から四半世紀が経過し、多くの寄付を受けたりファンドレイジングで資金調達したりするという運用や事業性を重視した運用という点では使い勝手が悪い面があるのかもしれない。

あと資料 2—2 もありますから、戻りましょう。

(川村課長補佐)

<資料に基づき、「令和8年度条例指定制度の今後の運用の検討について」を説明>

(原田会長)

これについて、何か御意見、御質問ございますか。具体的にはいつまでに作る必要があるのですか。

(川村課長補佐)

どうしてもというのではないのですが、令和9年度末までを想定しています。

(原田会長)

それまで逆算して進めていけばいいのですね。ひとつ確認なのですが、資料の2でいろいろな専門家の派遣や講座をやっていただいて、個々に見るといろいろやっていただいて、すごくいいなと思ったのですが、これは全部市民活動推進課の予算でやられているのですか。

(川村課長補佐)

アドバイザー派遣、コネクトは私どもの予算です。パワーアップセミナーというものがありまして、それは先ほど阿部委員もおっしゃっていましたが、かわさき市民活動センターとの共催になっておりまして、講師謝金のみ私どもの予算でそれ以外はセンターで出していただいています。

(原田会長)

ほぼ資料2に記載されているものは、お金をどこまで出すかは別にして、市民活動推進課でハンドリングができるものということでしょうか。ほかの全然関係ない課がやっている事業を記載していて、それは事業としてはあるのだけれども、我々としてはどうしても口が出せないというものがないかということを知りたいのですが。

(阿部部長)

コミュニティ推進部の事業なのでコントロールできますね。

(原田会長)

個々にやっていることを見ると、すごく大事なこといっぱいやられている感じがするので、これらをもう少し活かせるといいと、思います。それから基本的

なところで、さきほどの阿部委員、阿部部長のお話で、これはどうしようかと気づいたのですが、NPO 法人で、条例指定の対象になるような法人格のみを想定した答申を書くのか、条例指定の答申であるのだけれども、その裾野を広げることが我々は第一の目標としますということを明確にここに書いていいのかどうか、そこで審議することがかなり変わってくるような気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。

(阿部部長)

建付けとしては、条例指定の運営をどうしていくかということになると思いますが、結果として、やはり「その裾野を広げる」というような要素が入ってきても、市としてはきちんと受け止める必要があると思っています。一般社団の話も出ましたけれども、市民活動自体がいろいろなやり方が出てきている中で、条例指定に限っての議論をしてもあまり深まらない可能性があると考えていました、そのあたりはもう少し、部内ですとか局内も含めて、ある程度、1 回目の審査が始まる前に、市としてはこういうことをきちんと審議していただきたいというのを、あらかじめ各委員の方に説明できるようにさせていただければと思います。

(原田会長)

ぜひ、お願いします。私が一番恐れるのは、条例指定の数が少なく、非営利の法人も豊富化したことで、この制度はもはや役割を終えたと判断されてしまうことです。条例指定の制度には、川崎市として NPO を応援しているという、いわばシンボリックな意味合いがあります。

私としては、条例指定という制度を切り口にして、市民活動推進課が主管課になり、現在縦割りになっている非営利法人全体に網をかけ、支援する運用体制を模索してもらいたいと考えています。先ほどの阿部委員の発言にもありましたが、市民活動する人は必ずしも特定の法人格に強いこだわりを持っているわけではないと思います。だからこそ、一般社団や労働者協同組合をあわせた一体的な支援が望まれます。それぞれ担当する部署が異なると、部署ごとの関係性ができ、それが市民活動の縦割りにもつながってしまいます。現在はあくまでも条例指定のあり方を検討することが我々のミッションですが、こうした点にも配慮していただきたいと思います。

(阿部部長)

わかりました。

(原田会長)

もし何か御意見、御要望があれば、ぜひ承りたいと思いますが。

(阿部委員)

今、会長おっしゃったところは大事だと思いますが、形としてはおそらく制度の運用というのが答申の柱であることは変わらないと思います。その背景をどのように分析するかということを中心にきちんと詳らかにしていくことが大事なのかと思います。そういった背景の中で、制度がどう位置づくのかということは無駄にならないと思います。

(原田会長)

答申にどこまで書けるかは別として、アンケートを取っていただくので、率直なところを聞けるといいですね。認定・条例指定を取るときはどういう狙いで申請して、やってみてどんなところが大変だったか、今後どうしていきたいということをしてできれば忖度なくお聞きできると、それをそのまま公開する、しないはまた別だと思いますけれども。実際のニーズに合っているかどうかということもすごく大事なところだと思います。

阿部委員のお話しに関して、中間支援というのが、実はすごく声に出すとき本当に大事なもので、そこをどう出せるかということもあります。要は、こういう基盤というのは、行政としての基盤と、中間支援としての基盤とが、やはりあると思うのです。逆に答申に書いてしまうと中間支援の方の手足を縛ってしまうことにもなりかねないので、そこは御相談だと思いますが、重要だということはすごく強調してもいいと思いました。本田委員いかがですか。

(本田委員)

資料の上の部分に「特定非営利活動を取り巻く社会経済環境の変化等を勘案し」というのがあるのですが、数十年単位で見て、最初これができた時と現在で、やはりかなり変わっていると思いますが、それをどう読み取っていくかがすごく難しそうだと思って見ていました。想像力が及ばない感じがしています。

(原田会長)

おっしゃる通りです。それは、すごく大事な視点で、実は昨年、神奈川県補助金をもらっている団体のリストの中で30ぐらいの団体をヒアリングしていく調査に関わったのですが、それでわかったことは、一般的には担い手は高齢化しているのですが、子ども系のものがすごく増えていて、そこは20代から80代まで本当に満遍なく入っています。新しくできている活動団体はほぼ子ども

関係なのですが、そこには若い人が入ってきていて、今までとは違うタイプの層が増えているということが数字で見えてきたのです。それはもしかしたら今のニーズが、さきほど阿部委員がおっしゃったように合っていない、受け皿がなくて今は参加していないのだけれども、何かきっかけがあれば参加する人は実はいっぱいいるのかもしれないということを感じています。そういうところにフックするようなものがあると確かに良くて、もしかしたら、それは時代背景が変わってしまいそういう人に光が当たっていないということは言えるのかもしれないと思ったので、答申にどこまで書けるかは別として、そこはすごく大事な視点だと思いました。ありがとうございます。

(西島委員)

前回作った時は多分コロナ禍だったので、それを超えて、さらに5年先を見据えてとなると、かなり新しいものの見方をしなければならないということもあり、非常に難しいと感じますね。

(原田会長)

進め方としては、今説明いただいた3つの留意点を踏まえて検討していただくということと、あとは対象や運営体制について考慮できるかどうかということをして市で検討しておいてもらいたいと思います。あと、これも先ほど阿部委員がおっしゃったことになりますが、新規事業の効果測定といっても、個々の、例えば講座を実施したら何人参加したということも大事だと思いますが、今の議論を伺っているとそうではなくて、単に人が何人来たかということではない検証ができるといいと思っています。なぜかと言いますと、参加した人がどんなニーズを持っていたとか、その講座に対する満足度なり、その人のニーズに合っていたかとか、単に数字ではないような評価をした方が良いように思いました。個々のイベントで何人参加したとか、集計していただくのはありがたいのですが、そこにこだわる必要はないと思いました。どういうことをやって、どんな効果なり、課題があったということがわかれば良いと思うので、ニーズと合っているかどうかというところが分かれば、むしろそこが大事かなと思いました。数が大事ではないので、「参加者が少なかったです、すみません」という話は僕はいらなと思います。そこは工夫してやっていただければと思います。

(阿部部長)

今、会長からお話があった視点で、我々もいろいろなところで同じような話がございます、どうしても行政は、「このイベントを実施した。参加者は何人だった。以上」のような感じが公表ベースでは多くなるのですが、実施した成果を

もう少し分析していかないといけないということをいろいろなところで言われてきていますので、御指摘いただきましてありがとうございます。どうしても数を追ったり、やることが目的化してしまったりして、何のためにやっていたのかを見失いがちになりますので、改めて今後検証していただく際には、今一度、これは何のためにやっているのか振り返りながら、委員の皆様にも情報提供して、御意見いただけるようにしていきたいと思えます。

(原田会長)

参加者がたとえ一団体でも、その一団体が態度変容したとか、一般的な要素になってしまおうと思えますが、実はあまり効果がなかったとか、その辺は多分現場でヒアリングしたり、現場で対応したりしている人でしたら分かると思うので、良い悪いというよりは、そこを我々は見えて判断する材料にしたいので、ちょっと率直なところを出していただけるとありがたいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは審議事項がこれで全て終わりましたので、事務局にお返しします。

<閉会>

(阿部部長)

はい、原田会長ありがとうございました。最後に事務局から今後のスケジュールの案内をお願いいたします。

(川村課長補佐)

<今後のスケジュール等の説明>

(阿部部長)

それでは、長時間に渡り、御審議どうもありがとうございました。今回の審査会はこれで閉会といたしますけれども、内示が出まして、異動する者もおります。また新年度、新しいメンバーでお願いすることになるのですけれども、本日出た御意見につきましては確実に後任の者に引き継ぐとともに、市民活動推進課長は引き続きおりますので、継続性を担保しながら来年度以降もお願いしたいと思えますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

本日は長時間どうもありがとうございました。

以上